

平成24年度 北区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	避難場所運営訓練について、各学校の運営委員会は、各学校、特に市の職員の方が集めておりますが、かなり温度差があります。私も運営リーダーをしており、2月頃に打合せを1回だけ行い、総務担当、環境担当などを選んでくれということで終わってしまいました。その後、訓練までに運営委員会を開く予定はないのですか。	北区の中では18か所避難場所があり、まだ運営委員会が立ち上がっていないところが3か所ほどございます。但し、10月12日に訓練を行いますので、学校側との協議を、夏までに各学校で協議を行っていただきたいという形で班長に投げかけておりますので、夏に運営委員会を実施する手筈になると思います。 【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】
2	避難場所運営訓練は北区全員を対象といった感じがするのですが、自治会に入っていない人達に対する、行政としての避難訓練などの指導は、自治会とどのような関係となるのですか。	あくまでも避難所は、その避難所を担当していただける方ということで、こちらから自治会にお願いして、災害避難所を担当していただけることになっており、当然、自治会に入っていない方には声を掛けられませんので、とりえず避難所を運営していただく方で運営委員会を作っていただきます。避難所には誰が避難してくるかわかりませんので、まず核となる、働いていただける方を予め選んでいただき、その方々でどんなことをするかという訓練を行うということです。 【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】
3	避難場所運営訓練の内容を見ると、いろいろな班がありますが、この班は区役所の方の班を言っているのですか。住民は避難民として訓練に参加するのか、或いはいろいろ準備などを行うのか、その辺がはっきりしません。	本来であれば、各班の方の全てが、運営委員会の体制として関わっていただき、予め誰が何々班ということに決めておいていただきませんと、実際に事が起きたときに、誰が何班であるとか、何班はどんな仕事をするとか、ある程度覚えておいていただかないといけませんから、予め人も決めておいていただいて訓練をします。 しかし予め決めた方々が、いざ災害となったときに避難所に来られるかどうかはわかりませんので、その場合は皆さんで、まず何々班はどんなことをするのか、総務班は受付などがありますが、環境班や情報班は何をすれば避難した方を助けられるのか、そういったことを皆さんで覚えていただければ、災害時に集まった方の中で、分かっている方が何々班と何々班があったよねと、誰々さんは何々班をやってくれないかとなり、そういった中で実際は運営していただく訳です。ですから、予め何々班というのは決めておいていただかないといけません。また自治会長との交代、リーダー、副リーダーの交代もあるかもしれませんので、その都度、毎年メンバーは見直していただくこととなります。 【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】
4	避難場所運営委員会について、担当職員と北区災害対策本部がありますが、これは自治会で参加した役員の人達が、北区災害対策本部の指示に従って、訓練を実施すれば良いということですか。	あくまで各避難所の運営委員会が主体となっていていただき、そこにリーダーがいらっしやいますので、その方に従っていただくという形になります。 【回答作成課：北区役所区民生活部総務課】
5	災害時の避難場所について、泰平小学校、土呂中学校の川の増水時の対応はどうなるのか。	泰平小学校、土呂中学校は芝川沿いということもあり、風水害、浸水被害があった場合には、こちらに避難することが難しくなります。そのような場合には、産業道路沿いの方が高くなっておりまして、大砂土小学校などの避難所に誘導するという形になります。 また、被害の状況に応じて、小規模な自主避難のような要望などを考えますと、この地域では、本郷児童センター・老人憩いの家というところが近くにあります。また、本郷の自治会館もありますので、日ごろから自治会の方々に、水害で何軒かの家が避難したいというときには自治会館まで避難してもらおうということを決めてもらって、話し合いをしておくことも必要かと思えます。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
6	災害時、独り暮らしの老人や、身体の不自由な人などの避難場所・方法は。	災害時要援護者という言い方をしていますが、体が不自由な方やご老人の方々に、避難する際に一人では不安だという方については、事前に民生委員さんを通じて、同意をしていただいた上で、災害時要援護者名簿というのを作り自治会、自主防災組織に配付しており、その名簿を元に、不安を持っている方を地域で把握していただき、隣近所で声掛けをしたり、避難する際には一緒に避難してもらおうということを勧めております。 避難場所としては、皆さんと一緒に避難する場所で結構です。公民館を災害時要援護者優先避難場所と指定しておりますが、緊急時には、とにかく近くの避難所に行ってください。落ち着いた後、多くの方との共同の集団生活が難しいような障がいがある方などは、福祉避難所ということで公民館に来ていただき支援する体制を考えております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
7	災害時、食糧・生活用品の備蓄体制は。	避難場所ごとに、コンテナ型の防災倉庫が置かれており、アルファ米という非常食や毛布、また、そのアルファ米を調理するためのカセットボンベ、やかん、その燃料、そして仮設の組立てトイレ、トイレトペーパー、おむつ、救急箱など、とりえず避難場所を開設するために最低限必要なものが倉庫に入っています。それだけでは避難者が大勢でとても足りないのご心配もありますので、それ以上に必要な場合には、拠点備蓄倉庫というところから必要な物資を運び込みます。 それ以外に協定を結んでいるイオンや埼玉コープなど、流通しているものでお弁当や水を調達するとかして、食糧などは確保してまいります。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】
8	災害時、帰宅困難者の避難誘導方法と避難場所は。	昨年3月11日の東日本大震災の際には、土呂駅前においても帰宅困難者が大勢いらっしやったということで、地元自治会の皆様が帰宅困難者に対して避難誘導などお世話をしていただいたと伺っております。 帰宅困難者については、北区役所の災害対策本部と連携していただきながら、避難場所へ誘導していただくこととなります。土呂駅の近くでは、植竹中学校や大宮ろう学園に避難誘導するような形が最初に考えられます。但し、被害状況によっては、地域の避難者の方が避難所を使わなければならない状況も考えられますので、避難所以外のところでも一時滞在施設ということで、それらの施設を利用することを考えていくことを、3.11の経験から本市として今進めており、大宮駅、浦和駅の方で先にもそういう一時滞在施設、帰宅困難者を受け入れてもらう民間施設や県の施設について協定を結ぶなどして取り決めをしているというのがございます。土呂駅周辺で指定避難所以外の公共施設などで、収容先として考えられる場所は、市民の森にある見沼グリーンセンターや、県の埼玉人づくり人材開発センターがあり、帰宅困難者が駅前でも本市の避難所に入らないという時にはお願いして使わせてもらう調整をするなど考えております。 【回答作成課：総務局危機管理部防災課】

平成24年度 北区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	住宅開発の増加に伴うゴミ集積所の増設が困難に直面している地域の対応について	<p>本市では「さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱」を定めておりますが、土地活用事情により、いろいろな地域がございますので、状況に応じて、申請の際、どう作れば良いかという御相談から受けたいと考えております。難しい案件がございましたら、東清掃事務所、区役所くらし応援室、また環境局資源循環推進部廃棄物対策課の窓口にお寄せいただきたいと思います。</p> <p>本市として対応ができることとできないことがあります。地域の方、住民の方、本市の役割が上手く絡むような形で、理想的な方向に転換して相談に応じた結果、解決した事例もたくさんありますので、案件が生じた時点で是非御相談ください。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
10	4軒以内の戸建住宅の開発業者が独自の集積所を設置せず、既設の集積所へ依頼に来る。トラブルが多い。	<p>4軒以内の戸建住宅のゴミ集積所ですが、現状を確認しますと、実にいろいろな要因があり、課題となっている部分が個々の案件によって異なります。このような案件が生じましたら、なるべく早い時期に清掃事務所、くらし応援室、市廃棄物対策課など、どの窓口でも結構ですからお寄せください。</p> <p>ちなみに、最も早期に解決に至るケースというのは、地元の方々の意見がバラバラではないケース、一本化されている場合です。</p> <p>地域の意向と建設会社の意向が明確な場合は解決が早いです。5戸以上という要綱がありますけれども、現地を調査した結果、課題を調査した結果の状況に応じて対応してまいりますので、お早めに御相談ください。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
11	他県で実施している1軒1軒別々にゴミを収集する方法についての問題点は。	<p>戸別収集の主な特徴ですが、市民の方々は本市指定の有料ゴミ袋を購入しなければなりません。集合住宅の場合は、部屋の前までというわけにはいきませんので、共用ゴミ収集所をご利用いただくようになります。ゴミ収集車両が入ることができない、幅員の狭いところにある家庭は、幅員がある道路収集場所まで出しに来ていただきます。</p> <p>この方法を採用しているところというのは、歴史的に定着しているところばかりです。昭和の初期とか、戦後から採択しているケースがほとんどで、近年になってから急に切り替えたという事例は聞いておりません。</p> <p>これを導入する上での課題、考え方ですが、まず、本市はこれを全くやってないということではなく、高齢者、障がい者、災害時要援護者の方、一人で収集所までゴミを持って来られない方、持って来られる同居の方もいらつしやらない方に関しては、戸別収集で対応しています。ただし、それを一般の家庭にまで導入すると、まず、業者の回収ルートが複雑化してしまうので、2トン車より小さい車両をたくさん揃えなければならなくなってしまい、車両の増加と人員の増加、経費が莫大となり、財政負担が発生し、市民の方にも一部御負担いただくこととなります。何をもって御負担いただくかという、有料の袋を作り、買っていただく形となり、その袋以外では収集しませんというルールもできてしまいます。また現行方式、今のやり方でも良いという方の反論も予想されるので、意見は二極化すると思います。更に一度この制度を変えてしまうと、おそらく元には戻せません。</p> <p>現在いろいろな意見がありますが、本市では非常に困難ということで、導入の予定はございません。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
12	ゴミ収集について、町会長の認可なしで集積場所の許可を出しているようですが、町内が無秩序になりかねない。ルールは有るのか。	<p>自治会長の確認をいただくということは、新たなゴミ収集所の設置を地元で御理解いただく、設置状況を自治会或いは衛生部長の方の数を把握しなければいけないということなので、極めて重要な項目ということを認識しています。</p> <p>本市は押印のない申請書を公然と認めてはおりませんが、大変残念なことに、申請したいという方が地元自治会長に押印をお願いしようとしたところ、建築時の経緯でトラブルがあるようなケースもあったようで、押印が不調に終わるという事例が稀にあります。自治会長の印がないということは疑義が生じますので、本市としましては特殊事項としていろいろ確認、調査の上、現状と課題を整理します。この事例には様々なケースがあり、押印に至らぬ理由も様々です。</p> <p>方向性としては、本市はゴミを収集しなければいけないという義務が法律上発生します。その中で、この問題に直面したときに、まず申請者の方は、収集所の設置、位置、管理のあり方について責任を持つことができるかどうかという確認をします。次に、本市として確認印がないことを理由にゴミ収集車の手配をしないと決定づけて、社会的問題がないのかとケースごとに考えます。このケースで、押印を拒否している自治会側が、話が大きくなって社会的不利になる恐れはないだろうかとも勘案します。</p> <p>以上、総合的に判断して、本市の許可ということではなく判断させていただくこととなり、結果として、ゴミ収集車の手配を拒む訳にはいかないという判断した場合には、ごみ収集車を派遣するということが稀にありますが、御質問にあるとおり無秩序な状態というのは避けなければならないし、ルールも存在するものと認識しています。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
13	ゴミ収集のマニュアルによると、朝8時半までに出すと書いてありますが、何時から出していいのかわからず、前の晩に生ゴミとかを出されてしまうのです。しかしマニュアルには何も書いてないので、注意できません。	<p>何時から何時までが望ましいかというとなかなか言いづらい部分があるのですが、早朝から8時半までには必ず出しましょう、などという看板の要請があれば本市で作ります。いろいろ収集所の課題があるところが多いと思いますので、御相談いただければ現場を確認に行き、表記などのお手伝いさせていただきます。</p> <p>【回答作成課：環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>

平成24年度 北区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	<p>市行政において見守りネットワーク事業・ポイント制等の事業施策の10月からの施行について、特に自治会に見守り協力員の推薦依頼を考えられているとのことですが詳しく説明をお願いしたい。</p>	<p>現在検討中のところもございますが、本市の見守りの考え方ということで、4つのアプローチを考えています。</p> <p>1つは隣近所による見守り、現在、本市全体でも自治会の加入率が7割を切ってきたという状況もあります。班長の順番が回ってきてしまうとやめてしまう問題なども伺っており、安心できるまちづくり、コミュニティの強化という点からも、これに取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>次に、単身等高齢者が増加しているため、見守り協力員による声掛けが必要と考えます。</p> <p>3番目が事業者による見守りということで、例えば水道、電気、ガスなどのライフラインを持つ事業者の協力を得た方が良いのではないかとということで、保健福祉局福祉部福祉総務課で取り組んでおります。なお、水道局においては実施済みですが、どのような状況の際に通報すれば良いのかなどを各事業者と詰めているところであると聞いております。</p> <p>4番目が本市職員による見守り、意識付けのためのマニュアル整備とありますが、本市の職員は公務以外、プライベートな時間においても公務員としての意識を持って、見て見ぬ振りをしていないということの再確認をしたいと考えています。</p> <p>見守り制度における自治会連合会からの意見を大きく2つに集約しますと、1つは自治会からの推薦は困難である、役員が不足しており行政からの依頼も多いということ。また自治会の役員自体が高齢化しており、既に見守られる側の立場であるという意見もいただきました。2つ目はポイント制度に反対ということで、御批判も多々いただいております。しかし意見の中には、事業を行うと必要経費がかかるのだから、団体、例えば自治会や地区社協にポイントを付けることができないかというものもございましたので、ポイントまたは補助金、奨励金といった名称で交付できないかと考えているところです。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p> <p>これらの解決案を集約しますと、これからの見守りは二本立てで進めようと考えております。</p> <p>まず、見守りに取り組むのは自治会や地区社協などの団体で、その団体が見守りを実施したり、或いは見守りを始めるための会議を開いたり、回覧板で隣近所の気配りについてキャンペーンを行ったりということについて、本市から奨励金または補助金を交付する仕組みを考えていきます。</p> <p>また、私を見守ってくださいという人がいたら見守り協力員が定期的に声掛けを行い、これについては個人の方にポイントを付与する、このポイントについては試行的に進めていく必要があると考えています。なお、見守り協力員自体は自治会や民生委員さん、地区社会福祉協議会の皆さんと協議、推薦或いは自薦ということを区高齢介護課を通じて調整できればと考えています。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
15	<p>私は民生委員をしておりますが、見守り協力員は自治会を窓口にしてもらわないと困ります。民生委員は自治会から推薦されておりますので、ボランティア団体などから選出するにしても、その地区を見る人は自治会の推薦がなければ、どうしてもいろいろな情報が漏れたりすることもあり、民生委員とか自治会が歯止めをかけられないとしゃべられてしまうのです。やはりある程度教育しないと駄目です。ボランティアの方がやっていただけるのは良いのですが、あくまで自治会長の判がないと出せないようにしていただかないと、何かあった時、例えば民生委員がそれはだめだと言えるようにしていただかないと歯止めが効かないと思います。</p>	<p>御意見のとおり、他の地区でも公募をするとどここの誰がくるか分からない、そんな人を信用できないといった意見も伺っております。</p> <p>また、逆に熱心すぎて、町内でボランティアを募集したところ、90歳代の方がボランティアに応募したをお願いしにくいという意見もありますので、これは当然のように、制限なり歯止めなり、熱心が故にやりすぎてしまうこともありますので、そこはしっかり見ていこうかと、また制度として作っていかうかと思っています。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
16	<p>見守り事業における個人へのポイント制度を完全になくす見直し案というものはないのでしょか。</p>	<p>ポイント制度という名称にこだわってはいないのですが、団体として取り組むと、やはり必要経費がかかりますので、奨励金という形であれば補助の申請が楽になるというメリットがあります。例えば、補助金では申請して領収書などを揃えて後で出していることがありますが、最初からメニューを作っておいて、何をやったかをチェックをすれば、それだけで奨励金が払えるというメリットもありますので、引き続き検討課題とさせていただきます。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
17	<p>見守り協力員になっていただく方は非常にボランティア精神が旺盛な方で、しかも秘密は守るということを心得ている方だとは思いますが、やはりしっかりした研修はしていただきたいと思ひます。</p>	<p>研修は必要であると認識しておりますので、どこでどうやるかということもありますが、なるべく地元地区ごとに研修を行いたいと考えております。</p> <p>【回答作成課：保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>